総合資源エネルギー調査会総合部会(第1回会合 平成25年3月15日) 配布資料 「我が国のエネルギー情勢」抄

11. 省エネ・節電

2

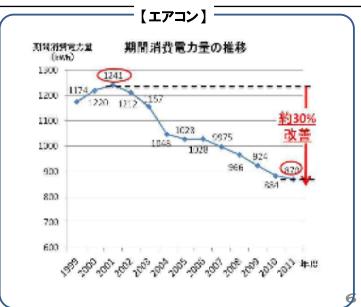
## 省エネルギー対策

- 1. 今後の省エネ政策の重点は住宅・ビル分野(民生部門)。トップランナー制度の導入により、 省エネと産業競争力向上の両方を実現可能。
- 2. LED電球等のトップランナー制度の対象化まず、トップランナー制度の対象品目の拡大。具体的には、LED電球、エコキュート(電気温水機器)、複合機・プリンター等を、今夏までに、トップランナー制度の対象品目に追加させたい。特に、LED電球は白熱電球に比べ8割も省エネ。照明は家庭の電力消費の13%。省エネ性能が改善されることに意義。また、省エネ性能の良くないLED電球も出てきているので、消費者政策上も導入に意義。
- 3. 法改正と断熱材・窓の対象化 省エネ法改正案の可能な限りの早期の成立を図り、断熱材や窓などをトップランナー制度の対象にしたい。

## トップランナー制度について

- 1. トップランナー制度とは、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3~10年程度先に設定される目標年度において最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準(トップランナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。
- 2. トップランナー制度の導入により、機器の効率が改善され、海外に比べても高効率となり国際競争力にも貢献している。
- 3. 現在のトップランナー制度はエネルギー消費機器のみが対象となっているが、法改正を行い自らはエネルギーを消費しない建築材料等についてもこの制度の対象としてその性能の向上を図る。





## (参考) 住宅・建築物の省エネに関する海外規制との比較

- 1. 一部の先進国においては、既に省エネ基準への適合が法律上義務づけられている。
- 2. 一方、日本は、基準に適合しなくとも建築が可能。

国/地域	法体系	対象範囲	法的拘束力
日本	〇エネルギーの使用の 合理化に関する法律 (省エネ法)	・住宅・非住宅 ・新築・増改築 ・下限あり(300㎡以上)	〇届出のみ
英国	〇建築基準法	・住宅・非住宅 ・新築・増改築 ・増改築は下限あり(1,000㎡超)	○基準適合義務
ドイツ	○省エネルギー法	<ul><li>・住宅・非住宅</li><li>・新築・増改築</li><li>・下限なし</li></ul>	○基準適合義務
米国(カリフォルニア州)	〇カリフォルニア州法	・住宅・非住宅 ・新築・増改築 ・下限なし	〇基準適合義務 (州レベル)
韓国	○省エネルギー法	・住宅・非住宅 ・新築・増築・用途変更 ・下限あり (3,000㎡以上の業務用ビル、 2,000㎡以上の宿泊施設等) ※2012年以降は、500㎡以上の全て の住宅・非住宅	○基準適合義務